

伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館等の指定管理者の
指定期間の変更及び指定管理者の指定について

伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館，伊丹市立緑ヶ丘プール，伊丹市立野球場，伊丹市立猪名川第1運動広場，伊丹市立猪名川第2運動広場，伊丹市立猪名川第3運動広場，伊丹市立猪名川第4運動広場及び伊丹市立古池運動広場の指定管理者であるアシックス・サンアメニティ共同体の構成員について，会社法（平成17年法律第86号）第757条の吸収分割により変更が生じるため，別記のとおり指定管理者の指定期間を変更し，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定するので同条第6項の規定により，議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

記

1 指定期間の変更

平成30年12月21日議案第138号で議会の議決を経た「伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館等の指定管理者の指定について」の2の指定期間の項中「平成31年4月1日から平成36年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年6月30日まで」に変更する。

2 新たに指定するもの

住 所 神戸市中央区港島7丁目1番1

名 称 アシックス・サンアメニティ共同体

代表者 アシックススポーツファシリティーズ株式会社

代表取締役 小泉 政明

3 新たな指定期間

令和2年7月1日から令和6年3月31日まで

(参 考)

団体の概要

1 設立日

平成30年9月5日

2 構成員

(1) 神戸市中央区港島中町7丁目1番1

アシックススポーツファシリティーズ株式会社

役員数4名，従業員数244名

事業 スポーツ施設及びレジャー施設の設置及び運営，各種スポーツ用品及び各種レジャー用品の製造及び販売，スポーツイベントのコンサルティング及び運営，他

(2) 東京都北区王子3丁目19番7号

株式会社サンアメニティ

役員数8名，従業員数1,600名

事業 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託，スポーツ施設の経営管理，電気設備等の保守管理業務，総合清掃管理業務，警備保安管理業務，環境衛生業務，プール等の管理運營業務，他

3 資本金の額

(1) アシックススポーツファシリティーズ株式会社

50,000,000円

(2) 株式会社サンアメニティ

50,000,000円